香川県教育委員会12月定例会会議録

1. 開催日時 令和4年12月21日(水)

開 会 午前9時30分

閉 会 午前11時13分

- 2. 開催場所 教育委員室
- 3. 教育委員会出席者の氏名

工代祐司 教育長 員 小坂真智子 委 平 野 美 紀 委 員 委 員 藤澤 茜 委 員 木 下 敬 三 員 委 蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長 近藤誓吾

教育次長(兼)政策調整監 海津 洋

金子達雄 教育次長

総務課長 藪 木 泰 伸

三 好 健 浩 義務教育課長

高校教育課長 吉 田 智

保健体育課長 宮滝寛己

生涯学習·文化財課長 荻 原 絢 嗣

政策主幹(兼)総務課副課長 佐々木隆司

本田実治博 総務課長補佐

義務教育課長補佐(兼)主任指導主事 山内秀則

総務課副主幹 大原裕次郎

義務教育課副主幹 香 西 克 洋

高校教育課主任 三谷 進

大 麻 弘 善 保健体育課指導主事

傍聴人 2名

5. 会議録の承認

11月14日に開催した定例会の会議録署名委員の木下委員から、同定例会の会 議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、第5号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に、その他事項2は、「国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより調査研究に関する事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認(令和4年11月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案(追加提案分)に対する意見について)

総務課長から、令和4年11月香川県議会定例会に追加で提案された教育委員会関係議案(公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する教育委員会の意見について、議会日程等の関係上、教育長の専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改 正について

総務課長から、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則について、「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、期末手当及び勤勉手当に関する規則について、「公立学校職員 の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正 する条例」が施行されることに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則及 び給与条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料に関 する規則について

総務課長から、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」が 施行されることに伴い、関係規則について所要の改正等を行うことについて諮る 旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 教職員の懲戒処分について(非公開案件)

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 小・中学校におけるヤングケアラーの実態等に関するアンケート 調査の報告について

義務教育課長から、小・中学校におけるヤングケアラーの実態等に関するアンケート調査の結果について説明。

【質疑・意見交換】

<平野委員>資料2ページの調査A(令和3年度県学習状況調査児童生徒質問紙調査)と調査B(調査Aにおいて「よくある」「ある」と回答した児童生徒を対象とした調査)の結果を見ると、調査Bで「困っている」と回答した児童生徒が小中学校ともに約70名減少しているが、なぜか。

- 〈義務教育課長〉質問紙調査で「よくある」「ある」と回答した児童生徒に、改めて信頼関係のある教員やスクールカウンセラーが聞取りを行った結果であるが、対面で同じ質問を行ったら、質問の趣旨がよく分かっていなかった、あるいは、あると回答した記憶がないといった児童生徒がいたと聞いており、そのため減少したのではないかと考えている。
- <平野委員>ヤングケアラーの中には、隠したがる子どもがいると言われているが、 最初の調査では困っていると回答したが、言いたくないために困っていないと回 答したということはないのか。
- <義務教育課長>否定はできないが、聞取り調査の結果として取りまとめている。
- 〈平野委員〉児童生徒に対する学校の主な支援状況の中に、「病院につないだ」とあるが、病院につないだ後はどのようなことになるのか。また、ネグレクト等の事例の場合、「児童相談所につなぐ」という記載になっているが、深刻な事例の場合、虐待と思われる場合は通告義務があると思うが、虐待として報告を行わないのか、それともそのような事例はなかったのか。
- <山内課長補佐>今回の調査だけでは十分に分からなかったため、現場に聞き取りを行ったが、病院に一緒に行くということではなく状況を知るということであった。その後の状況は現時点では確認できていない。
- <平野委員>子どもが病気という意味で病院につなぐのか。
- <山内課長補佐>詳しい内容が確認できていない。虐待事案については、可能性が高い場合は必ず通告を行っている。今回のケースは、虐待かどうかわからない、虐待とまではなっていないが本人が困っているようなグレーゾーンの児童生徒に対し、どのような支援があるか問うているのでこのような結果となっている。
- <平野委員>普段は分からなかったが、このアンケートを実施したことにより虐待が判明することもあると思うが、その際には通告するということか。
- <山内課長補佐>そのとおりである。
- <平野委員>今回は、虐待が疑われる案件で通告しなかったものはなかったという ことか。
- <山内課長補佐>虐待が疑われるもので通告していないものはなかった。
- < 連井委員>今回、ヤングケアラーという新しい問題に対して県が基礎調査を実施したということは、今後の施策を検討するうえで良いことと考える。今後の課題を検討していくにあたり、レベル1から3に分類されているが、対応のレベル感について他県の事例を研究するなど、参考になるものはあるのか。
- <義務教育課長>他県の調査結果の状況については、把握しているところである。 厚生労働省が外部に委託した調査研究事業においては、支援の必要性・緊急性の 判断は、「要保護レベル:支援の緊急性が高い子ども」「要支援レベル:個別又 はネットワーク支援が必要な子ども」「要配慮レベル:見守りが必要な子ども」 の3つに区分されており、これらを参考にしながら今後どのような対応をしてい

くのか検討していくことになる。学校においては、外部機関につながなければならないが、どこにつないでよいのかよく分からないことがあり、子どもの状況を見て児童相談所に相談する等の状況となっているのが現実である。今後、庁内連携プロジェクトチームにおいて、窓口等を明確化する等の取組みが必要であると考えている。

- <藤澤委員>医療現場では、ヤングケアラーに関わることで医療点数が付くようになっているところがある。関係機関から見れば、そのような子どもたちにどのようにつながったらよいのか分からないということも聞く。今回の調査結果を医療現場や障害分野、介護分野など祖父母世代が関わっているような関係機関と協議することで、それぞれがこの実態をしっかり把握し、支援を検討するきっかけになってくれたらよいと思う。
- <義務教育課長>健康福祉部等との連携をしっかりと行っていきたい。
- <教育長>小学生の9.2%、中学生の4.8%がヤングケアラーか、と聞かれた場合、 どのような回答になるのか。
- <義務教育課長>ヤングケアラーについては法令上の定義はなく、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子ども」という前提で、他県の調査結果等を踏まえても、様々な捉え方があり、本県のヤングケアラーが何人であるということは一概に言えない。そのため回答としては、世話をしている家族がいて困っていると回答した児童生徒が、小学校6年生の9.2% 744人、中学校3年生の4.8% 365人であったという事実を伝えることとなる。
- <教育長>ヤングケアラーの説明に「一般に」という言葉が使用されているが、この「一般に」とはどういうことか。
- <義務教育課長>厚生労働省や文部科学省のホームページから引用させていただい ている。
- <教育長>世話をしているために子どもの人権が侵害されていると言われることも あるが、これはどこかで定義されているのか。
- <義務教育課長>先ほど述べた厚生労働省が外部に委託した調査研究事業の報告書の中に記載されている。案の段階ではあるが、ガイドラインの中に「本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある」といった表現がある。
- <平野委員>この調査ですべての案件が掌握できているのか。本当に困っていて学校にも通えていない子どもはどうなっているのか。
- 〈義務教育課長〉委員御指摘のとおり、県学習状況調査を受けた子どもを対象としているため、不登校の子どもや当日病気等で受けられなかった子どもについては聞き取れていないのが現状である。そのような子どもの対応については、3月の校長会を通じて、そのような子どもに対する支援を依頼するとともに、今回の調査結果を利用しながら対応していきたいと考えている。

- <本下委員>調査Aの結果について、小学生が 9.2%、中学生が 4.8%となってお り、小学生が中学生の約2倍となっている。今回の調査は小中学校ともに同じ質 間を約8,000名の母数に対して行った調査であるが、このように開きがあるのは なぜか。また、その中で困っているレベル2、3に該当する児童生徒の割合は中 学生の方が高くなっている。全体でみれば、困っている子どもの絶対数は小中学 生とも似かよってはいるが、小学生と中学生に対する聞き方に問題があるのかと も考えるがいかがか。
- <義務教育課長>考察ではあるが、中学生になると心身の成長に伴い、周りの友達との比較等により自分の置かれた状況の認識がよりしっかりとできるようになってくる。また、進路選択を間近に控えているため、世話を必要とする家族がいることで勉強の時間が取れない日があったりすることがあり、困り感が現実味を帯びてくる。そのため、より切実で正確な判断ができ、人数や割合が減少したのではないかと考えている。小学生の場合、お手伝いレベルで回答している児童もいるのではないかと考える。他県の状況を見ても、年齢が上がるにつれて少なくなっている傾向がある。
- <教育長>高校については、公立高校の全日制・定時制の1から3年生の全員に対してアンケート調査を実施し、現在、詳細な調査を行っているところであるが、高校において同じ質問に対し、「よくある」「ある」と回答した生徒は1.1%となり、中学生と比較してかなり減少している。
- <平野委員>それは何を示しているのか。そのような家庭の子どもが進学しないことがあることを示しているのか。
- <高校教育課長>それも考えられるし、通信制、私立学校に進学した可能性もあると考える。個人的な考察であるが、高校生になると通学距離や時間が伸びることや家の手伝いをしなくなることも考えられる。しかし、それに伴い下の弟妹に負担が移っていく可能性もある。これらについて、今後分析していく必要があると考える。
- <小坂委員>小学校5年生の捉え方の違いはあると思うが、年齢が高くなるほど結果に表れている数値は現実感が高くなっていると思うので、把握できた子どもたちへの対応についてしっかりしていただきたい。また、今後どうなっていくのかについても時間とともにつかんでいく必要があると思う。また、今回は小中学生各1学年だけの調査であったが、調査対象を広げて実施することも検討いただきたい。すべてについて数値にとらわれる必要がないと思うが、学年が上がっていくにつれて深刻に捉えていく必要がある。
- <義務教育課長>調査の方法については、検討する必要があると考えている。他県の場合は幅広く実施しているところも多いが、今回は昨年度に県学習状況調査を 小学校5年生と中学校2年生で実施し、本年度になって追跡調査を実施した。これを毎年実施していくことで、学校においても情報を引き継ぎ、児童生徒の継続

した支援を続けていけると考える。他県のように幅広い調査を毎年実施する方法 もあるが、今回の県のやり方も一つの方法ではないかと考えている。実態把握の 方法、子どもたち、保護者への啓発など様々な事項について考えていく必要があ るため、健康福祉部と連携して、庁内連携プロジェクトチームで検討していきた い。

○その他事項2 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(香川県の概要)及び令和4年度香川県体力・運動能力調査結果の概要について(非公開案件)